日立市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定につい て

日立市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 3 日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

日立市奨学金に係る奨学生の資格要件等を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

日立市奨学金貸付条例(昭和39年条例第58号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1号中「の子弟」を「又はその子」に改め、同条第4号中「奨学金」の次に「の貸付け」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 40歳未満の者

第10条第1項中「市内に居住する成年者のうちから」を「独立した 生計を営む成年者である」に改める。

第11条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第13条ただし書中「年7.25パーセントの割合で」を「当該滞納した額について、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号)第29条第2項に規定する割合で計算した額の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第13条ただし書の規定は、この条例の施 行の日以後の期間に対応する延滞利子の額の計算について適用し、同 目前の期間に対応する延滞利子の額の計算については、なお従前の例